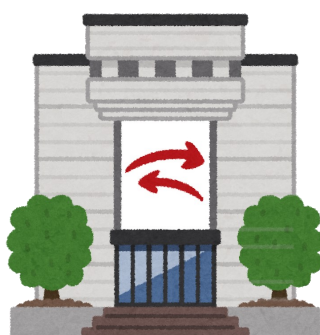


『事業承継税制の活用で改善を31年度税制改正で要望―日商』

日本商工会議所は平成31年度税制改正に関する意見を公表、事業承継税制の活用に向けた改善を要望した。要望項目は(1)事業承継税制の利用促進に向けた事務手続き・提出書類の改善(2)一般事業承継税制の相続切り替え時における特例事業承継税制の適用(3)相続時精算課税制度を利用し、既に自社株式を承継した者に対する特例事業承継税制の適用(4)信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化(5)経営承継円滑化法における民法特例(遺留分の特例)の適用対象範囲の見直し(6)事業承継税制のさらなる周知・PR。(2)では、一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用



者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合(贈与税100%、相続税50%)の差分に相続税負担が発生する。同税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきだとした。(3)では、現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用できない。事業承継税制創設時には経過措置により同制度適用者も適用できたことから、特例措置においても、同制度利用者の特例事業承継税制の利用を認めるべきだ一等とした。

『平成29年版働く女性の実情希望しつつ未就業者300万人』

厚生労働省は「平成29年版働く女性の実情」を発表した。この報告は、政府や研究機関などの各種統計調査を用いて、働く女性の状況などを分析した報告書で、昭和28年から毎年公表しているものだ。

日本における女性の就労の実態として、就業を希望していながら働いていない女性が約300万人に上っていること、また、出産・育児を理由に離職する女性は依然として多く、その後の再就職では非正規労働者となる場合が多いことなどから、女性雇用者の半数以上は非正規労働者として働いていることなどがあげられている。

業種的に女性の割合が多いのは、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」となっており、採用した労働者に占める女性の割合はどちらも70%を超えている。業種全体での女性の割合の平均は39.8%だ。

少子高齢化に伴う労働力不足が懸念されている中で、就労を希望しながらも仕事をしていない300万人の女性の存在は、この問題の解決のヒントとなるだろう。国の政策としても「女性活躍推進法」(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」)が平成27年8月に成立、28年4月に全面施行された。女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現が求められている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます